

[事案 2020-119] 新契約無効請求

・令和3年5月25日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年3月に契約した養老保険および平成23年6月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から適切かつ十分な説明を受けておらず、十分に理解しないまま契約させられた。
- (2) 適合性の原則に違反している。
- (3) 契約時に家族の同席はなく、募集人に一度も面会していない。
- (4) 契約書を偽造された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、保険契約の種類や特約の有無が明記された申込書に署名・捺印している。また、意向確認書にも署名をしている。
- (2) 募集人は、申立人の資産状況を確認し、預貯金等の範囲で支払うことのできる保険料で提案をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。